

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生環第254号

令和7年4月3日

悪質ホストクラブにおける被害の未然防止に向けた効果的な広報啓発等の推進について（通達）

悪質ホストクラブによる違法・悪質行為の未然防止のためには、その組織や収益構造の実態解明、効果的な取締り・行政処分等を行うことに加え、悪質ホストクラブによる搾取の対象となり得る女性等に効果的にアプローチすることができる広報啓発活動を実施するとともに、捜査等を通じて、困難な問題を抱え、支援を要すると思われる者を把握した場合には、積極的に関係行政機関等へ取り次ぐなどの取組を進めることが重要である。

これから新年度を迎えるに当たり、進学、就職等に伴う環境の変化を契機としてホストクラブ等に関心を持つ女性が増えることも予想されることから、下記の点に留意しつつ、改めて、こうした女性等に対する効果的な広報啓発等を推進されたい。

記

1 被害の未然防止に向けた効果的な広報啓発

大学等における新入生向けオリエンテーション、新入社員研修等の様々な機会・媒体を活用して、ホストクラブ等に関心を示す可能性のある女性等に対し、ホストクラブ等における悪質な営業行為の実態等について具体的な説明を行うなど、被害の未然防止につながるような効果的な広報啓発を実施すること。

その際、本年3月7日に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が閣議決定されたが、改正法案により新たに規制することとしている悪質な営業行為は、警察において把握している悪質ホストクラブの具体的な被害実態を踏まえたものであるところ、改正法案の立法事実である悪質な営業行為や被害の実態についても積極的に、かつ分かりやすく説明を行うこと。

2 支援等に向けた相談への真摯な対応

悪質ホストクラブにより多額の債務を負わされ、売春等を余儀なくされている女性客の中には、自身が被害に遭っているおそれがあることに気付かず、自ら警察等に相談することが困難な者もいるため、悪質ホストクラブによる違法・悪質行為を把握し、女性客の支援、悪質ホストクラブの取締り等を行う上では、女性客本人のみならず、その御家族等からの相談についても重要な端緒となるところである。

今後、悪質ホストクラブに関する相談が増加することも予想されるところ、こうした相談に接した際には、引き続き、真摯かつ適切な対応を行い、女性客の支援等

に遺憾なきを期すること。

3 関係行政機関等との連携

効果的な広報啓発、相談体制の強化等の各種取組を進めるに当たっては、女性相談センター、消費生活センター、日本司法支援センター（法テラス熊本）、性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと、福祉事務所等の関係行政機関、被害者支援団体等との連携が重要である。

特に、既に悪質ホストクラブの被害に遭っているなど支援を要すると思われる者を把握した場合には、支援に向けた面談等を実施し、関係行政機関等へ取り次ぐなどの取組を着実に推進すること。